

働き方改革関連法(1)

● 時間外労働の上限の労働基準法本則への格上げ

従来は、厚生労働大臣が「時間外限度基準」を定めていました。(平10・12・28労働省告示154号)
この告示では、時間外の限度を労使間で協定(36協定)する場合の期間として、①1日、②1日を超え3か月以内の期間、③1年、の3種類を示し、このうち②については、1週間、2週間、4週間、1か月、2か月、3か月の6種の中から選択して限度時間を規定していました。

しかし、告示には強制力がないため、今回の改正で、規制を強化することを目的として、労働基準法の本則に格上げされました。改正法施行後は、時間外の限度を協定すべき期間は、①1日、②1か月、③1年となります。

期 間	従 来		改 正 後	
	通常の労働時間制	1年単位変形労働時間制 (対象期間3か月超)	通常の労働時間制	1年単位変形労働時間制 (対象期間3か月超)
1週間	15時間	14時間	—	—
2週間	27時間	25時間	—	—
4週間	43時間	40時間	—	—
1か月	45時間	42時間	45時間	42時間
2か月	81時間	75時間	—	—
3か月	120時間	110時間	—	—
1年	360時間	320時間	360時間	320時間

● 特別条項の上限

上表の改正法の上限(1か月45時間、1年360時間)を超える可能性がある事業場では、36協定に特別条項を付記することができます。特別条項では、次の事項を定めます。

- ① 1か月に延長できる時間外労働(休日労働を含む) ⇒ 最長でも100時間未満
- ② 1年に延長できる時間外労働 ⇒ 最長でも720時間を超えない範囲
- ③ 特別条項を発動する月数 ⇒ 最大でも6か月以内

<1か月の延長時間外労働の時間(100時間未満)には休日労働時間を含む>

労働基準法本則の格上げに基づく時間外の限度時間(1か月45時間、1年360時間)については、従来どおり時間外労働のみをカウントし、休日労働は除外します。しかし、特別条項の上限の①に関しては、時間外労働と休日労働の合計が規制対象となります。たとえば、休日労働が1日(8時間)あった場合の時間外労働の上限は92時間未満(100時間-8時間)となります。

<特別条項を含む36協定を締結した場合の最大限度時間>

- ① 坑内労働その他健康上特に有害な業務 ⇒ 1日2時間
- ② 1か月の時間外労働(休日労働を含む) ⇒ 100時間未満
- ③ 2か月、3か月、4か月、5か月、6か月、のそれぞれの時間外労働の平均時間(休日労働を含む) ⇒ 80時間以内(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月のどの期間を見ても平均80時間以内にしなければならない)

たとえば、時間外労働が4月は82時間、5月は61時間、6月が98時間の場合

- ① 単月 ⇒ すべての月で100時間未満・・・○
- ② 4、5月の平均 ⇒ $(82 + 61) \div 2 = 71.5$ (80時間以内)・・・○
- ③ 5、6月の平均 ⇒ $(61 + 98) \div 2 = 79.5$ (80時間以内)・・・○
- ④ 4、5、6月の平均 ⇒ $(82 + 61 + 98) \div 3 = 80.333$ (80時間超)・・・×

● 罰則

上記の最大限度を超えて労働させた場合は、罰則の対象となります。(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)